

据置型定期預金規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時（一部支払いするときは一部支払い時）に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限、一部支払いするときは一部支払い日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いするときは一部支払い時）に預入日（継続した場合はその継続日。以下同じとします。）から最長預入期限（解約するときは解約日、一部支払いするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については継続日における店頭表示の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

① 6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率

② 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率

③ 2年以上3年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率

④ 3年以上4年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率

⑤ 4年以上5年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率

⑥ 5年 預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率

(2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。

(3) 自動継続扱いで継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

(4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。なお、継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

(5) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金を定期預金共通規定10の(1)により預入日の6か月後の応答日前に解約する場合および、定期預金共通規定9の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (保険事故発生時における相殺時の利率)

この預金の定期預金共通規定 11 (3) ①の利率については、最長預入期限の前日までの期間は約定利率、最長預入期限以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

以 上

2021年5月1日現在